

フリーネットワーク通信

2019年
6月号



早いもので今年ももう6月に入り、半分が近づいてまいりましたが組合員の皆様は、いかがお過ごしでしょうか？

事務局からのお知らせ



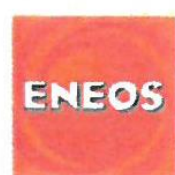
《G20大阪サミット開催に伴う阪神高速大規模交通規制》 規制実施期間6/27(木)～6/30(日)の4日間(早朝から深夜まで)

大阪府内の阪神高速道路で大阪府警察による車両の通行禁止など大規模な交通規制が実施されます。交通規制による交通渋滞の発生が予想されますので、阪神高速道路をご利用される際は出入口の規制や渋滞情報にご注意ください。（詳しくは大阪府警ホームページでご確認ください。）

事業推進部からのお知らせ

この度、「オリックス自動車」と「宝扇商事株式会社」2社と給油カードに於いてジョイントビジネスを始めました。

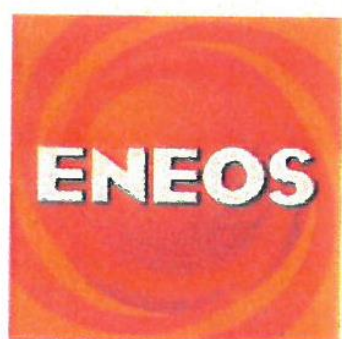
オリックス自動車については



出光興産を除く全国のこれらのスタンドで。



宝扇商事株式会社については、全国のENEOS SSにてご利用いただけます。



国内最大ネットワークのENEOSサービスステーションにてご利用頂けます！！（約11,000店/シェア42.5% ※平成26年6月現在）

- ◇ 全国のENEOSサービスステーションにて契約価格で給油できます。
- ◇ カードの入会金・年会費は無料です。
- ◇ 安心のカード盗難保険・紛失補償付き。
- ◇ 詳細な利用状況が把握でき、効率的な車両管理が可能です。

価格についてのお問い合わせは当組合に。

事業部からのお知らせ

労使協定のお手続きはお済みですか？

●労使協定とは？

会社と従業員が、その会社の労働条件について法律の例外を認めることを確認した内容を書面にして締結することをいいます。

例えば、労基法では、法定労働時間は原則1日8時間、1週間40時間と規定され、その時間を超える労働を禁止しています。このままでは時間外労働は一切できません。もしもこの規定を破ると、**6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることになります。**そこで、労使協定を締結して労働基準監督署に届け出ることにより、協定している範囲内であれば、時間外労働をさせても法律違反に問われなくなるのです。

●締結前の交渉から届出までの基本的な流れ

- 1) 締結前の交渉・・・ 労使協定案を作成し事前に従業員説明会を開催等。
- 2) 労使協定の締結・・・ 内容について理解が得られたら労使協定書を作成、届出が必要ものは法令様式の届出書も作成し、**過半数代表者に署名、押印。**
- 3) 労使協定の届出・・・ それぞれの事業場を管轄する労働基準監督署へ届け出を行う。労使協定届と労使協定書を併せて提出し、1年単位の変形労働時間制の年間カレンダーのように添付書類が必要になる場合や本社と各事業場がある場合、一括提出が可能な場合がある。
- 4) 労使協定の周知・・・ **労使協定が周知されていなかったことについて労基署の**是正勧告**の対象になるケースもあり、具体的に次のどれかが必要。**
①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける方法
②従業員に書面を交付する方法 ③磁気テープ、磁気ディスクその他のこれらに準ずるものに記録し、かつ各作業場にその内容を確認出来る機器を設置する方法

♪研修センターだより♪

みんなで卒業式をしました！

お琴の音色に合わせて卒業ソングをみんなで合唱しました。しっかり練習したかいがあり、上手に歌うことが出来ました！日本文化を学ぶ機会にもなり、実習生はとても喜んでいました♪

